

## 「雇用シェア」(在籍型出向制度)を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します！

福井県雇用シェア促進協議会

## 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア(在籍型出向)を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。

感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いて欲しい



人出不足が感染症の影響で加速している。人員の確保が急務。

## 「公益財団法人産業雇用安定センター」がマッチング

## 雇用シェア(在籍型出向)とは

在籍型出向とは、出向元との雇用契約関係を維持しながら、出向先との間における新たな雇用契約関係に基づき相当期間継続的に勤務する形態です。出向中の労働条件や出向期間等は、出向元と出向先との間の契約(出向契約)によって定めるのが一般的な方法です。

## 雇用シェア促進制度ご利用の特色とメリット

- ・出向元は従業員を解雇せず雇用が維持され、労務費を抑制することができます。
- ・出向先は高質な人材が確保され、求人に係る費用が軽減できます。
- ・企業間の連携や人材交流による企業力の強化が図れます。
- ・一定の要件を満たせば、「産業雇用安定助成金」(詳しくは福井労働局)が給付されます。

## お問い合わせ

公益財団法人 産業雇用安定センター 福井事務所  
TEL 0776-24-9025 FAX 0776-24-9045

## 事業継続力強化計画を策定するためのワークショップを開催します！

東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨(西日本豪雨)や北海道胆振東部地震、そして令和元年台風第19号と未曾有の巨大災害の頻発を経験する中、改めて、企業の自然災害対応力向上の取組がクローズアップされております。

そのような背景を踏まえ、令和元年7月16日、中小企業の災害対応力を高め、事業継続力強化を目的とした「中小企業強靱化法」が施行されました。

そこで、商工会では中小企業をはじめとした会員事業所の皆様を対象に、防災・減災と事業継続力強化への取組に資するワークショップを開催することになりました。この機会に、自社の事前対策の取り組みとして、ぜひご参加ください。

**開催日時**：令和3年8月24日(火) 13:30~16:30

**開催場所**：坂井市商工会本所 2階研修室

**定員**：15名(先着順)

申込詳細については、来月(8月)号に封入のチラシにてご案内させていただきます。



〔第133号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1  
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023  
坂井支所  
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号  
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055  
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1  
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596  
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地  
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

## eye 福井県経営改善支援金のご案内

**趣旨** 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、経営改善等に前向きに取り組む事業者の皆様を支援する「経営改善支援金」を支給します。

**申請対象者** 「福井県版持続化給付金」・「小規模事業者等再起応援金」・「雇用持続事業主応援金」のいずれかを受給(もしくは予定)している者

⚠ 福井県版持続化給付金の申請受付は令和3年7月16日(金)までとなります。ご注意ください。

**支給額** 1事業者あたり10万円  
※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。  
※福井県版持続化給付金と小規模事業者等再起応援金の両方を受給している場合または福井県版持続化給付金と雇用維持事業主応援金の両方を受給している場合でも申請は1回のみになります。

**受付期間** 令和3年6月15日(火) から令和3年8月31日(火) まで

**申請方法等** 経営改善支援金のホームページをご覧ください。https://www.fukui-keieikaizen.com

**【お問い合わせ先】** 福井県版持続化給付金・経営改善支援金コールセンター  
専用ダイヤル：0776-50-6458  
受付期間：9:30~16:30(土、日、祝日を除く)

※申請書類は、商工会の窓口でも入手することができます。

eye 坂井市商工会  
コロナ対策応援事業についてのご案内

商工会では、新型コロナウイルス感染拡大の影響下、感染対策に取り組む会員事業者の皆様を応援するため、独自の助成制度を創設しました。

**助成対象者** 商工会会員であり、令和3年度の坂井市商工会の会費が未納でない事業者

**助成対象となる経費** 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要した経費(消費税は対象外)

**助成金額** 1会員事業所当たり20,000円を上限とします

**申請期限** 令和4年1月31日(月)  
※福井県が実施する「中小企業等における感染拡大防止対策助成金」に申請した物品については、重複申請できませんのでご注意ください。

申請に必要な様式等については、商工会のホームページ(<http://shoko-sakaicity.or.jp/>)からダウンロードいただくか、各本支所の窓口にてお渡しいたします。申請に関してご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、旅行需要が大幅に減少し、大きな影響を受けている観光産業の回復のため、感染拡大防止策の強化や前向きな投資に取り組む宿泊事業者を支援します。

### ◆支援対象者

- 次の要件の全てを満たす県内の宿泊事業者
- 福井県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者）
- 福井県宿泊施設における新型コロナウイルス対応指針に基づいた感染防止の取組みを実施し、感染症対策の見回り確認・指導業務事務局の確認を受け、「安心宿泊宣言書」を掲出していること

### ◆補助対象事業

#### (1) 物品等の購入

令和3年4月1日（木）以降に着手し申請日までに完了したものであって、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等を目的とした物品の購入および設置等に要する経費

- 例）
- 飛沫（ひまつ）感染対策費用：座席間への仕切り（アクリル板、透明ビニールシート等）の設置等
  - 換気対策費用：換気扇や窓の設置、空気清浄機・加湿器・二酸化炭素濃度測定器の購入等
  - 消毒・衛生管理費用：消毒液・アルコール液・除菌剤の生成器の購入等
  - 非接触対応費用：キャッシュレス決済用の機器（カードリーダー等）の購入等

#### (2) 前向き投資

令和3年4月1日（木）以降に着手し申請日までに完了したもので、または令和4年1月31日までに完了または完了する予定のものであって、宿泊施設における感染対策（宿泊客の分散化、従業員との接触機会の低減等）を前提とした、新たな需要に対応するための取組みに要する経費

- 例）
- ワーケーション対応（ワーケーションスペースの増設、無線LANの整備や防音加工工事等）
  - 食事スペースの改修
  - 非接触チェックインシステムの導入
  - 施設のバリアフリー化等

◆支援の内容	大規模施設	中規模施設	小規模施設
客室数	50室以上	10～49室	9室以下
補助率物品等購入	4 / 5		
前向き投資	3 / 4		
補助対象事業費上限額（※）	1,000万円	750万円	500万円

#### ※補助対象事業費上限額について

- 補助対象事業費上限額は、下記の第1回および第2回の申請期間に申請した額を合算した額とする。
- 一宿泊事業者が複数の宿泊施設を営んでいる場合の補助対象事業費上限額は、旅館業法の許可を受けている宿泊施設ごとの額とする。

### ◆申請の期間

以下の2回に分けて申請の受付を実施します（第2回は予定）。

旅館業法の許可を受けている1施設につき、各申請期間1回ずつ申請することができます。

第1回：令和3年6月28日（月）～令和3年9月30日（木）

第2回：令和3年10月中旬～令和3年12月下旬を予定

※第2回の申請期間においては、令和2年5月14日以降に実施した事業も対象とする予定

### ◆申請先

〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎1階

福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金事務局宛て

※請書類の様式は、福井県観光連盟HP「ふくいドットコム」または福井県HPより入手してください。

※申請書類の提出は郵送のみです。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

### ◆お問合せ先

福井県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金コールセンター（ふくいdeお徳キャンペーン・クーポン事務局）

☎0776-97-9527（受付時間平日9時～17時（土日除く））

## 飲食店の事業者のみならず ふくい安全・安心飲食店認証制度のご案内



### 「ふくい安全・安心飲食店認証制度」とは？

- ◆目的
  - 飲食事業者の皆さまが安全な営業環境を維持し
  - 利用者が安心して利用できるよう
  - 感染対策のレベルアップ・マスク会食の推進を目的に実施するものです



- ◆期間 申請期間7月5日（月）～7月23日（金）（2次募集）  
※申請状況によっては期間が変更となる可能性があります。

### ◆認証制度のメリット

- 1 当該店舗における感染者発生・拡大のリスクを低減
- 2 利用者に、安心して飲食できる店舗であることをアピール
- 3 認証店舗に対し、10万円の奨励金を交付
- 4 ホームページで認証店舗を紹介します

### ◆認証取得までの流れ

#### 自己チェック

- ・チェックシートにより、店舗の状況をご自分で確認してください。
- ・対象となる項目が全部要件を満たすまで、対応をお願いします。

#### 申請

- ・上記のチェックシート等を添付し、申請書（兼奨励金請求書）を下記の宛先に提出してください。
- ・希望日を踏まえ、確認日を事前にお知らせします。

#### 現地確認・認証

- ・調査員が各店舗を訪問し、チェックシートや目視により店舗の状況を確認します。
- ・確認・認証されれば、後日、認証ステッカーを送付します。  
※不備等により認証されなかった場合は、対応した後、再申請していただければ、再度現地確認を行います。

#### 奨励金支給

- ・認証された後、1か月程度で申請のあった口座に奨励金を振り込みます。

申請様式等はこちら



### お問い合わせ ふくい安全・安心飲食店認証サポートセンター

（㈱ウララコミュニケーションズ内）

TEL 0776(36)9123（土日、祝日を除く10:00～18:30）

✉ info@fukui-anshin-ninsyou.com

ふくい安全・安心飲食店認証制度

検索

〔この事業は、福井県からの業務委託先である㈱ウララコミュニケーションズが実施しています。〕

## 6月25日からふく割クーポンの発行が始まっています。参加事業所募集中！

詳細は同封のチラシをご覧ください。

対象店舗	小規模店 しょうきぼ割	衣料品店 ようふく割	眼鏡店 めがね割	酒類 じざけ割	伝統工芸品販売店 こうげい割	飲食店 マスク会食割	福井市内の小規模店 さば割
割引条件	●福井県内に本社をおく企業、または県内にて事業を行う事業主 ●1店舗あたりの売り上げが1,000円未満 ●15店舗以上を運営するチェーン店に加盟していないこと(加盟店舗ブランド、外観、サービス、運営・管理を行うもの) ●●●全て	衣服(繊維服飾雑貨)・靴を販売する店舗	眼鏡(サングラス、老眼鏡を含む)を販売する眼鏡店舗(コンタクトレンズは除く)	福井県内で造られた酒類を販売する店舗(コンビニエンスストアを除く)	福井県の伝統工芸品(越前漆器・越前和紙・若狭の少籠工・若狭漆・越前打物・越前焼・越前草履)を販売する店舗	福井県の推奨する「マスク会食」を推進する県内の飲食店	●福井市に店舗を有する店舗 ●1店舗あたりの売り上げが1,000円未満 ●15店舗以上を運営するチェーン店に加盟していないこと(加盟店舗ブランド、外観、サービス、運営・管理を行うもの) ●15店舗以上を加盟した福井市内の店舗は、自動的に「さば割」の対象店舗となります。
割引率	税込2,500円以上お買上げ <b>500円割引</b>	税込10,000円以上お買上げ <b>2,000円割引</b>	税込15,000円以上お買上げ <b>3,000円割引</b>	税込5,000円以上お買上げ <b>1,000円割引</b>	税込5,000円以上お買上げ <b>1,000円割引</b>	税込2,500円以上ご利用 各回 <b>500円割引</b>	税込2,000円以上お買上げ 各回 <b>500円割引</b>
発行期間	第1回 6/25～7/8	第1回 6/25～7/8	第1回 6/25～7/8	第1回 7/9～7/31	第1回 7/9～7/31	第1回 6/25～7/8 第2回 7/9～7/21 第3回 7/22～7/31	第1回 7/9～7/21 第2回 7/22～7/31
備考				※他店の購入にのみ利用可能	※伝統工芸品(越前漆器・越前和紙・若狭の少籠工・若狭漆・越前打物・越前焼・越前草履)の購入にのみ利用可能	※Go To Eatクーポン併用可、飲食店内でマスク会食していただく方に限ります	

各クーポン8月以降も追加発行を計画中!!

登録店舗 ふく割

参加店舗で使える「ふく割」は毎月隔に発行予定です。